

①回目
5月30日
(火)

②回目
6月29日
(木)

小学生の時に味わった社会見学のワクワク感をもう一度感じてみませんか？

大人の社会見学

～工場見学・体験ツアー～

澄んだ空気と青い空、緑あふれる田園風景。二つのアルプスを望む「伊那谷」は当地ならではの商品・製品が生産されています。今回は、最新設備で味噌製造に取り組む「ハナマルキ」、このたび移転新設された「ミヤザワフルート」、更に最新のシステムで可燃ごみの処理を行っている「上伊那クリーンセンター」を見学します。「大人になってからこそ」の学びと、自分で作って味わえる「みそ作り体験」をお楽しみください。

お一人様ご旅行代金
10,500円

信州割予算上限に達したため、4月21日以降受付より割引適用なし

更に観光クーポン2,000円付き
(原則として電子クーポン)

9:30

伊那市駅

9:50~
12:00



ハナマルキ
みそ作り体験・工場見学

アルプスの雄大な自然を眺望しながら
みそ作りを体験

12:10~
13:00



道の駅 大芝高原・味工房
昼食(そばガレット)/お買物

13:30~
14:10



上伊那クリーンセンター
施設見学

ごみ処理過程を
分かりやすく学習します

14:40~
15:30



ミヤザワフルート
工場見学

純国産ハンドメイドによるものづくり、
試奏もOK

16:00
解散

伊那市駅

※写真はすべてイメージです。

企画協力／上伊那クリーンセンター

・旅行代金に含むもの：交通費、昼食代1回、みそ作り体験、募集人員：17名(最少催行人数10名)・利用バス：葵交通(小型)

・この旅行は、「全国旅行支援」事業の支援対象として企画し、新型コロナ感染症対策としてワクチン3回接種済又はPCR検査陰性等を確認できることが参加条件となります。また、運転免許証等による本人及び居住地確認と同意確認書の提出をお願いします。なお、予算が上限に達した場合は受付を終了する場合があります。安全上等の理由により参加対象は大人とさせていただきます。できあがったみそは3ヶ月後に自宅に郵送されます。・お取消しの際は、所定の取消料を申し受けます。添乗員は同行しません。当観光局職員が旅行中のお手伝いをさせていただきます。・天災、荒天、コロナ感染拡大等の理由により、行程変更または中止する場合があります。・詳しい取引条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上、お申込みください。

一般社団法人長野伊那谷観光局 御中

記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

① 5月30日(火)

② 6月29日(木)

ご希望の出発日に○をつけてください。

Form with fields for name, gender, birth date, and address. Includes sections for 'ふりがな' and 'お名前'.

【備考】※3名様以上でのご参加の場合はこの欄にご記入願います。

ご旅行条件書(国内旅行) お申込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

■お申し込み(1)申込書に必要事項を記入の上、FAXください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。

■当社による旅行契約の解除 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、10日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
③申込条件の不適合
④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
■当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたとときは損害を賠償いたします。

- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金(一部申込金)等のお支払いを受けると(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。
④通信契約での「カード利用」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
■旅行代金・追加旅行代金 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

Table with 2 columns: 変更補償金の支払いが必要となる変更, 1件当たりの率(%). Rows include 1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更, 2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更, etc.

- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消 旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消 旅行代金の30%
旅行開始日の前日 旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前) 旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合 旅行代金全額

- ①当社の責任とならぬロケ等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
下記の場合、取消料をいただきます。(一部例示)
①旅行契約内容(重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。
②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当時の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■お客様の責任 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

■お客様の交替 お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。
■事故等のお申し出について 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日表でお知らせする連絡先にご通知ください。

■個人情報の取扱いについて (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。(2)当社およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。

■募集型企画旅行契約約款について この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ https://www.inadankankou.jp からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

旅行企画・実施/申込み・問い合わせ先
長野県知事登録旅行業第地域-618号
一般社団法人 長野伊那谷観光局
〒396-0025 長野県伊那市荒井3500-1
いんさつ3階
総合旅行業務取扱管理者 江橋秀久
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
このご旅行の契約に申し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

＜まずはお電話を！＞
TEL : 0265-98-8451
MAIL: k-dmo@union-kamiina.jp
FAX : 0265-73-5867
営業日:月～金曜日(土日・祝日休)
営業時間:8時30分～17時15分
担当:宮澤 正己
*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

パンフレット作成基準日: 2023年3月27日